

集合著作物との対比

長 塚 真 琴

はじめに

長塚です。7年5ヵ月勤めました小樽商科大学から、この9月に獨協大学に移ってまいりました。小樽商科大学の紀要に最初で最後の投稿をした論文¹⁾が、7月に出ております。本日はかなり時間が限られておりますので、この論文をもとに、ちょっと急いで報告をさせていただきます。

レジュメは全部で4頁でして、その形式は、4頁め以外は、左が本文右が資料でございます。4頁めは両方本文となっております。

I フランス著作権法の中の集合著作物

それでは、「フランス著作権法の中の集合著作物」というところに、早速入ってまいります。フランスの博士論文には、大きくI、IIと分けてその下を1、2と分けてというのを繰り返していく形をとる伝統があるようでございます。このレジュメでは、それを真似してみました。Iで集合著作物(*œuvre collective*)というのはフランス法の中でどうなっているのかと、純粋な比較法をやります。3頁の真ん中からIIに入り、ここから急にスカスカになるのが弱いのですが、日本の15条を考えるにあたって示唆に富む点を書き出しております。Iがどうしても時間をとると思います。

最初に標語的にというか、一言で言ってしまうと、集合著作物は古いフランス法なのですが、しかし非常に現代的課題に関わっています。「古い何とかに新しい何とか」ではないですが、古い制度を現代的な問題の解決に使っているところがございます。

フランスでは、集合著作物は「*titularité initiale* (ティチュラリテ・イニシアル)」という問題枠組みの中で論じられます。レジュメに原語を出しておきましたが、*titularité*という言葉には、*professeur titulaire* (プロフェッスール・ティチュレール) というと専任教員をいうように、資格があることという意味がございまして。そこに *initiale* がつくると原始的権利者資格です。要するに、最初に誰が権利者になるのかという問題の一環として、集合著作物は論じられ²⁾ます。

ここでもその理解を踏襲しまして、*titularité*、つまり誰が権利者になるのかという問題全般と絡めましてお話をしていこうと思います。それがまず1のところでした、これはフランス著作権法における *titularité* の原則の部分に関します。

1 創作者と創作への投資者（雇い主など）が対立した場合における創作者の優位

その原則とは、創作者（これはもちろん上野先生のおっしゃるヨーロッパ的創作者）と創作への投資者（つまり雇い主とか、公務員の場合だったら勤め先の国や自治体やその他公法人など、広いものを含めて言いたいのですが）、この二者が対立した場合における創作者の優位ということです。この二者の間に対立がない場合は、フランス法も今ややっていることは日本法とそれほど変わらないのですが、いざ対立がある場合には、非常に異なってくるのです。

まず、原則はと申しますと、L. 111-1 条 1 項（法典の中の著作権法部分の最初の条文です）は、レジュメ 1 頁の右側に掲げたように規定しています。つまり、ヨーロッパ的な意味での創作者主義にフランス法は立っております。そして、L. 111-1 条 3 項が定めていますが、仮に職務上創作された著作物であっても、原始的に権利を持つところの従業員から譲り受けて利用しなければいけない。これは先ほど上野先生もドイツ法についておっしゃいました。明示の譲渡の条文は L. 131-3 条 1 項で、レジュメに掲げてあるとおりです。

ところで、フランス法における著作権の譲渡は、日本法とだいぶ違います。譲渡のことは *cession*（セッション）と言いますが、L. 131-4 条に書いてあるように、その場合、収益に比例する報酬を著作者に支払うのが原則です。ライセンス料のような考え方というか、著作物がどんどん利用されて収益が上がったら著作者の報酬も上がるような計算をしなければいけないと、原則（例外はあるのですけれども）が定められております。

これ以上に特徴的なのが、フランス法の L. 131-1 条の条文です。それは、将来の著作物をまとめて事前に一括譲渡してしまう、そういう契約は無効であるという条文です。例えば、新聞社が誰か記者を雇った場合に、入社の際に一筆書かせて、それで著作権譲渡は全て済んだものとするという、そういう扱いは許されないのです。

実際、最近の新聞社と従業員の労働組合との間の著作権譲渡に関する協定³⁾をみると、その協定自体を 2 年か 3 年でどんどん更新していくのだと書いてあります。これは、協定が将来の著作物譲渡の総括譲渡にあたらないようにするためでもあらうと考えられます。

そして、譲渡が有効に成立していても、譲渡契約で予想していない利用方法が後から登場した場合は、別途、書面によって譲渡を受けなければなりません。雇い主側にとっては、面倒くさい仕組みになっております。

その次に黙示の譲渡の理論について一言書いておきましたが、こちらは要は先ほどの実現しなかったドイツ法改正の内容と似ているのだと思います。要件のところはちょっと違うのかもしれませんが、効果のところは似ています。これは、職務上なされた著作の場合は、雇い主の事業に必要な範囲内で著作財産権が暗黙のうちに譲渡されているという理論です。1957 年に現行フランス著作権法の中身ができる前は、この

黙示の譲渡の理論が、職務上の著作に関してはむしろ一般に支持を受けていました。その影響で、1957年法下でもこの理論をとる下級審判決は数多くみられます。しかし、破毀院は頑として黙示の譲渡の理論を受け入れておりません⁴⁾。

なぜなら、レジュメにも書きましたが、L. 111-1 条 3 項が、「精神の著作物の著作者による請負契約又は労働契約の存在又は締結は、第 1 項によって認められる権利の享有になんら抵触しない。」と定めているからです。この文言に反して黙示の譲渡という解釈はとれないというのが、現在まで一貫した判例です。

ここまでの結論は、レジュメにあるように、創作者＝著作者ではない人が著作物を利用するには、相手がたとえ従業員であっても、譲渡範囲を明確にした書面により個別に許諾を得て比例報酬を支払えというのが原則だということです。実際にはそれを企業が怠るので紛争になるのですけれども、怠りつつ従業員と紛争になった場合、従業員が下級審であきらめれば別ですが、破毀院で企業が最終的に勝てたためしはないというのが、フランス法の立場です。

ただし（後で時間がなくなって話せなくなるおそれがあるので、レジュメ 4 頁の付記のところに先に触れておこうと思いますが）、先ほどの将来の著作物の総括譲渡無効に関する条文には、最近まで改正をしようという議論がありました。つまり、この条文に但書を設けて、職務上の創作に関する例外を定めようとしたのですけれども、2002 年末くらいから改正作業はストップしています⁵⁾。先ほどのドイツ法と似た状況になっているのかもしれません。

もう一度 1 頁に戻ります。原則はいま申し上げたとおりなのですが、以下の場合には注意が必要です。まずはソフトウェアです。レジュメに掲げた L. 113-9 条 1 項をご覧ください。職務上作られたソフトウェアの著作財産権に関して、法定譲渡の規定を置いて解決しております。これもドイツと同じです。

そして公務員です。公務員に関しては、1972 年のコンセイユ・デタ（Conseil d'État）、国務院と訳されることもあり、行政最高裁判所の役割を一面で持つ機関なのですが、その機関の見解（avis）によって、日本法 15 条に非常に似た解決がなされています⁶⁾。公務員の公務上の創作について、著作者の権利を行政に原始的に帰属させてしまうのです。

しかし（これもまた 4 頁の最後に飛ぶのですけれども）、この判例法理は、2003 年 11 月 12 日（レジュメの「3 日」は誤り）に提出され、2004 年 5 月現在国民議会で第一読会中の、「情報社会における著作権および隣接権法案」で修正されています。つまり、原始的帰属のところでは、民間企業の従業員の場合と同じように創作者主義でいこうという、法改正の方向が示されております。

2 集合著作物——その2つの顔

(1) 辞典・事典や新聞・雑誌などの典型的集合著作物

さて、このような法的状況の中で、集合著作物というのは一体何かということになりますが、条文はレジュメ2頁右側の少し下げたところに、L. 113-2条3項、L. 113-5条と掲げておきました。読んでみると時間をとられそうなので、すぐ沿革のところに進みますけれども、このように両条文が長く、フランス人にさえ難解といわれるのは、それらは19世紀半ばに起きた事件の破毀院判決の文言を条文化した⁷⁾ものだからです。

どういった紛争だったかという、これは単純な偽版 (contrefaçon) つまり海賊版の事件でありまして、人物事典をめぐる企業対企業の侵害事件でございます。要するに、ある出版社がある出版社を海賊版で訴えたという事件です。この頃の著作権の保護期間は短かったので、個々の人物に関する記述の著作権に基づいて訴えることはできませんでした。しかし、原告出版社は勝たせたかった。そこで裁判所は、出版社に固有の知的所有権を与えるという判断に出たのです。

ここで強調しておきたいのは、この事件では、著作者人格権は全く問題とならなかったということです。そもそも著作者人格権は、19世紀を通じてさらに20世紀にかけて形成されてきたのですから、この事件の頃にはまだ未発達であったというのが適切かと思います。

1957年法の条文は、事典をめぐるこうした事件の判決文を条文化したものであり、要件がL. 113-2条3項、効果がL. 113-5条です。条文を読む際にまず気を付けなければならないのは、著作物全体とその個々の部分（条文でいうと「かつ、その作成に参加する各著作者の個々の寄与」）、この2つを区別し、集合著作物の著作権なり著作者人格権という場合には、著作物全体のことをいうのだと認識することです。L. 113-2条3項の1行目に出てくる「自然人又は法人」は講学上、主導者 (promoteur=プロモトゥール) と呼ぶことがあります。その主導者は、集合著作物の全体について原始的に著作財産権を享有します。1で述べた面倒くさい譲渡の手続を経ずに原始的に享有するという、この効果がまず最初に大事なことです。

さらに、L. 113-5条2項をよくみると（レジュメにスラッシュ (／) を入れてあるのは2項という意味なのですが）、この自然人または法人は、「著作者の権利」を付与されるとあります。集合著作物は、たくさんの人が創作に寄与し、それを取りまとめた1人の人、または法人の名前で出版されます。条文が「著作者の権利」である以上、そういう著作物全体の著作者人格権もまた、個々の創作者ではなくて主導者にあるということになります。

ただし（全体と個々には常に気を付けなければいけないのですが）、個々の寄与に関しては、その著作者人格権はそれぞれの著作者に留保されることになります。念頭に置かれているものがわからないと抽象的にすぎて、何を指しているのかわからないと思い

ますが、集合著作物はもともと、辞書（言葉の定義を一つ一つ書いていくもの）や辞典・事典（項目ごとにその事物について解説を加えていくもの）、そういうものから生じた考え方ですので、個々の寄与というのは、一つ一つの語の定義とか項目の説明のことをいいます。

そして、これは職務著作と関係の深い大事なことですが、個々の著作者には特に要件はないのです。給与制の者（saliarié）もいれば、稿料制の者（pigiste）もいる。個々の著作者と主導者との間の契約関係には法律上何の要件もなく、契約関係は何でもかまわないということです。

レジュメのその下の小項目2つ、リュカやデボワ（Desbois）の名前を出してあるところは、学説からの反応です。1957年の立法者が想定した集合著作物は、アカデミー辞典とか百科事典に限られ、他のものは何も想定されていなかったというのが、現在有力な学者の⁸⁾アンドレ・リュカの考えです。それからこちらの方が有名だと思いますが、フランス著作権法学界に今なお影響の強いデボワという大先生が、1957年の立法直後に集合著作物のことをanomalie（アノマリー＝異常）と言いました。この表現は、⁹⁾アンドレ・リュカやゴティエ（Gautier）といった現役の先生方に引き継がれています。このように、学説の集合著作物に向ける視線というのは、制度ができた当初から冷たかったし、今でも冷たい、あるいは少なくとも戸惑ったような反応が共有されているといえます。

ここで「集合著作物の2つの顔」というレジュメのタイトルに戻りますと、現在集合著作物と認められるものには、紙系ないし出版物系のものの他に、これからみるデザイン系のものがあります。新聞・雑誌は前者に入り、集合著作物の原点である辞典・事典に近い、典型的な集合著作物の一種と考えられています。

新聞・雑誌について、フランスの編集著作権は、確かに条文上は日本法とそれほど変わらないようにみえます。¹⁰⁾しかし、日本と違って、その編集著作権も、先ほどみたように原始的には自然人のところに行ってしまう、新聞社などが利用するには譲渡が必要となります。なので、集合著作物制度の方が、企業にとっては使い勝手がいいのです。それで、各号ごとの全体に関する企業への権利集中は、集合著作物を通じてなされています。そうやって新聞・雑誌を集合著作物として出していくとき、一人一人の著作者の著作財産権はどう処理されるのかというと、これについては定まった考え方があります。給料や稿料は、個々の寄与を集合著作物に収録することの対価だと、だから、集合著作物に参加した個々の著作者からは、その最初の利用のときに、つまり新聞雑誌を発行するときに、いちいち譲渡を受けなくていいと考えられています。

では、どういうときに紛争になるかというと、このタイプの集合著作物では、個々の寄与が二次利用される場合です。例えば、過去5～6年実際多かったのですが、新聞がインターネットで、ウェブ新聞として公開されるというような場合です。そういうときに

著作者が追加報酬をよこせと争った場合、レジュメ 2 頁の右に書いた L. 121-8 条 2 項の適用によって、著作者の利益に沿った解決がなされます。新聞雑誌の場合はそれで収まるのですが、例えば百科事典をマルチメディア化（フランスでは今でもマルチメディアと言うのですが）、CD-ROM 化して出す場合については、L. 121-8 条 2 項の適用があるかどうかについて争いがあります。

そして、「個々の寄与」をめぐるもう 1 つ（レジュメには改行もしないで続けて書いてありますが）、たいへん重要な紛争の形があります。先ほどはお金の問題でしたが、個々の寄与（例えば新聞の個々の記事、百科事典の個々の項目）を書いた人が、表現をめぐる集合著作物の主導者と対立することもあるのです。この場合には、改変してくれるなということで、日本でいえば同一性保持権に当たる権利を、自分の寄与について主張するという形で紛争になります。

こういう典型的な集合著作物に関する裁判例をみていくと、集合著作物の製作関係者内部で争っている事例が多くみられます。個々の寄与の著作者人格権を前提とした請求も、現実になされています。午前中のお話を聞いていると、日本法がそうになっていいのかというのが、今日これからの議論の 1 つのポイントになりそうに思われます。けれども、フランスはそういう形でやっております。

(2) デザインと集合著作物

次に、デザインと集合著作物というところにいきますが、ここは同じ集合著作物でも全く別の世界が広がっている感じがします。集合著作物の紛争というのは、RIDA という著作権専門の季刊誌に判例が毎号 10～12 件ぐらい選ばれて載るうち、1 件か 2 件は見つかることが多いのです。だから年間で 4～8 件ぐらい RIDA に掲載されるわけですが、そのうち、デザインの紛争というのが半分くらいあるのです。新聞、雑誌、ポスター、広告、辞典・事典のような典型的集合著作物の紛争と数としては同数ぐらい、工業製品（お国柄か衣服、かばん、家具などが多いです）のデザインをめぐる事件があるように思われます。そしてこの場合、紛争類型は、間違いなくといっていいほど、企業対企業の著作権侵害事件なのです。

そして、その争点はどこに収斂していくかということ、原告の企業が果たして権利者なのかどうかということに集まっていきます。それは、先ほどの L. 113-2 条 3 項の「¹¹⁾別個の権利」要件の解釈という形で争われます。私がかかなり前から紹介してきたデボワ説¹¹⁾や広義説がここで登場します。集合著作物になるのは、個々の著作者がどういうふうに制作に関与している場合かという問題です。

デボワ説は、別個の (distinct) という文言を不分割の (indivis) と読み換えて、一人一人が主導者にいわれて自分の割当だけを書いてあるいは作っており、彼らの間に横¹²⁾の関係がない場合を集合著作物とみています。見方を変えれば、ここでは個々の寄与の著作者らのうちの誰も、全体の構想には関与していないことが要求されます。つまり、

集合著作物の全体が、個々の寄与の著作者らの共同著作物となっていないことを、集合著作物の要件とするのです。

それに対して広義説は、ただたくさんの人が作ってれば、これはもう要件が満たされるのだというふうに、別個の権利要件を無化していきます。従って、デボワ説の方が集合著作物の適用範囲を狭める解釈です。この2説が、1970年代から破毀院を二分し、¹³⁾交互に現れたりしていた時期もありました。

レジュメの3頁にいきますが、最近では判例はデボワ説で落ち着きをみせています。ちょっと説明が早くてわかりづらいかもしれませんが、デボワ説は、原告企業が集合著作物の権利者であることを否定するための論理なのです。要するに、従業員の共同著作物を譲渡なくして利用している企業には、原告の資格はありませんという論理です。

しかしその一方で、破毀院ではもっとすごいことがおこなわれています。レジュメ3頁の「近年の傾向」というところなのですけれども、集合著作物かどうかにかかわらず、著作物を平穩かつ継続的に利用している企業に、侵害訴訟で他の企業を訴えるときに限って、占有による著作権者の資格を推定するという、そういう判例の傾向が、1993年のAréo判決(Cass. 1^{er} civ., 24 mars 1993, RIDA oct. 1993, n°158, p. 200)以降出てきています。その種の判決のうちの2つ、比較的新しいものをレジュメに挙げておきました。¹⁴⁾

ただし、同種の結論を出す多くの判決の中には、集合著作物の効果の条文(L. 113-5条)を挙げ単に集合著作物の挙証責任を転換していると読めるものと、特に条文を挙げず集合著作物からは離れたと読めるものがあります(レジュメではL. 113-1条にもふれたが訂正する)。ここでは、判例はある著作物が集合著作物であるかどうかと、それについて誰が権利行使するかを切り離して考えるようになったとする、最近の文献(Vivant, M. (dir.), *Les grands arrêts de la propriété intellectuelle*, Dalloz 2003, p. 301)に賛成しておきます。これらの判決の事案は、レジュメに挙げたように、写真がちょっと異質ですが他は製品のデザインというもののばかりです。しかもここでも、著作者人格権侵害が主張されることは、私が集めた事例の中では皆無なのです。

ここまでをまとめると、集合著作物の現在とは、別個の権利要件(今までそれをどう解するかで特にデザインをめぐる事例は判断が分かれていました)がデボワ説で固まっていって一方で、企業間の侵害事例に限り新しい判例法を生み出して、集合著作物の枠を超えて、ある意味日本法に近い解決をしていくことだといえます。

最後に、学説からの集合著作物に対する見方のうち、私が留学時代に師事していて、非常にユニークな学者として注目している(ちなみに2004年春の学会で個別報告して¹⁵⁾いただけることになっている)、ポワティエ大学のゴドラの見解を紹介します。それによると、集合著作物は、1957年法以前の、人格主義的な影響を受ける前のフランス法だとされます。今では不正競争の法的規律¹⁶⁾(フランスは日本といろいろ違って、説明は

大変なのですけれども)で解決できるようなものを、当時は仕方がなく著作権で解決していたのであり、集合著作物はそれを引き継いで現在に至っているということです。

そして、フランスの中でも創作概念を最も狭義にとるゴドラ説によれば、集合著作物の主導者の行為というのは創作ではないとされます。つまり、本来こんなもの著作物ではないのだということです。さすがにここまで言う学者はあまりいませんけれども、一方で、先ほど言いましたように、デボワの *anomalie* という位置付けに真っ向から反対して、集合著作物は異常でも例外でもないのだという主張も、有力な学者の間にはあまりないのです。

II 著作権法 15 条と集合著作物

1 15 条の立法過程における集合著作物の位置付け

時間が気になりますが、日本法との関係のところに入ります。15 条と集合著作物の関係として、まず、立法過程においての参照のされ方について 1 つ指摘したいことがあります。

15 条は日本独自の規定であるということを、加戸氏が今日も何度か指摘があった 96 年の本学会シンポジウムの中で発言なさっていました¹⁷⁾。けれども、第一小委員会報告の時点では(レジュメに抜き出した線の引いてあるところです)、団体著作について集合著作物そっくりの要件効果を持つ立法をなし、一方で職務著作については特に文言を設けないという結論が、小委員会に出ていました。それが審議会答申段階で(レジュメ 3 頁右下には答申説明書の中から答申の部分だけ抜き出してあります)職務著作についても、集合著作物に似た限定された要件の下で、集合著作物と同様に原始的に著作者人格権まで雇用者の方に行く解決を認めよう、という結論に変わったのです。これらのことから、少なくとも立法の初期の段階においては、集合著作物の影響が強かったということとは指摘できると思います。

2 要件・効果の比較

(1) 要件

要件・効果の比較なのですが、職務上の要件が集合著作物にないという話はもうしましたので、これは飛ばしていいかと思います。

発意の要件・公表の要件に関しては(日本法をこう解釈しなさいという話ではなくて、集合著作物と比べるとどうかということだけ話しますが)、これらが集合著作物に由来することは、まず間違いないと思うのです。これらの要件について、この時点で存在し参照し得た外国の立法例は、やはりフランス法しかなかったと思われます。

15 条が答申以降、職務著作の規定となった後もこの 2 要件が残されたのは、適用範囲を限定するためでした。しかし、集合著作物において発意・公表の要件というのは、

適用範囲を限定する要件として意図的に導入されたものではありません。集合著作物の要件が判決文を条文化したものだったこと（12(1)）を思い出してください。そして、それらは実際にもそのようには機能していないのです。集合著作物の要件で争点になっているのは、先ほどみた別個の権利要件ばかりです。つまり、一人一人の創作者が何をしたのというところが激しく争われる反面、そこがクリアされてしまえば、つまりみんなが自分の寄与する部分の創作だけに没頭したということが立証されてしまえば十分なのです。最近の文献でも、発意・公表の要件は「特に問題にならない」とされています（Vivant (dir), *op. cit.*, p. 129）。

（2）効 果

次に効果のところ、もう1つフランス法からの指摘を申し上げます。集合著作物の効果に15条と類似している点があるのは明らかです。集合著作物全体の著作者人格権が、（ヨーロッパ的意味での）創作者以外の者によって行使されることが、条文上認められています。

しかし、Aréoとは別の1993年の破毀院判決は、集合著作物の主導者は著作者ではなく、法定の要件を満たした場合の権利帰属を定めているに過ぎないという考え方をとっています（レジュメ4頁（2）にも、「帰属するにすぎない」の後に、破毀院判決である旨を書くべきだったのですけれども¹⁸⁾）。これに関連して、公表されない集合著作物という議論をフランスで見かけないのは、法定の要件を具備するまでは集合著作物ではなく、個々の寄与の寄せ集めにすぎないという理解が浸透しているからではないかと思います。

そしてさらに、著作者人格権が主導者に付与されても、それが実際に行使されることは（これは法的というよりも社会的な事実なのですが）、フランスでは極度に少ないのです。主導者が原告となった著作者人格権の事件というのは、探しても、今のところ1957年から通算して2事件6判決しか出てきません。これは、もちろんもっと探せば見つかる性質のものかもしれませんが、かといって普通に調査して難く見つかるようなものではないのです。

主導者は著作者ではないとした先ほどの破毀院判決は、2事件のうちの1つから出たものです。事案は、広告の改変に関して、集合著作物の主導者（広告代理店）が改変をした企業（クライアント）を訴えたというものです。破毀院は、主導者は著作者ではないけれども、著作者の資格があるから、改変には異議申し立てができるとしました。

もう1つは、破毀院が結果として法人企業による著作者人格権行使を否定しております。ただ、法人による行使だから否定されたわけではなく、行使を認めた原判決を、著作物のどこが改変されたのかをもっと明らかにしなさいと差し戻したのですが¹⁹⁾。ともあれ、これらの判決の検討よりも、その数の非常な少なさが何か物語っていないかというのがここでの提起です。

ちなみに、日本だと 2001 年から 2002 年の間²⁰⁾だけでも、調べた 81 判決のうち 7 判決で主張がなされて、3 判決で認容がされております。

おわりに

私がした報告は、結局比較法の報告です。なかなか力が至らなくて、フランス法をやっても日本法の解釈論にはいい考えが浮かばないのです。ただ、(先ほど上野先生が検討の枠組を見事に示された) 立法論に関してフランス法の現状をみていると、なぜ日本においては企業が著作権人格権を行使できる必要があるのだろうか、日本社会にそういう要請が固有にあるのだろうかということを、考えざるを得ないのです。

つまり、昔も今も、集合著作物制度というのは結局、企業間の著作権侵害事件において機能することが一番大事なのです。他に、典型的集合著作物への個々の寄与について著作権の譲渡を不要にする機能もあるではないかというご意見が、注意深く聞いていらした方からはあるかもしれません。しかしその点についても、最近では契約的解決が進んできていて、特に 2000 年代になって、企業間労働協定などがどんどん締結されるようになってきています。集合著作物のしくみは、新聞・雑誌に関してはだんだんいらなくなってきた観があるのです。そのようなことが、日本法を考える 1 つのヒントになりはしないか。

いろいろと申し上げましたが、集合著作物制度は、著作権人格権とは関係ないところで生まれて、関係のないところで使われてきているのではないかということが、本報告のいちばん言いたい結論です。時間が 5 分ほど押しましたが、これで報告を終わります。

- 1) 拙稿「フランスにおける従業員・公務員と著作権の権利」商学討究(小樽商科大学) 54 巻 1 号(2003 年 7 月) 281 頁。
- 2) 報告では話せなかったが、Lucas, A. et H.-J. Lucas, *Traité de la propriété littéraire et artistique* 2^e éd., Litec, 2001, n° 142 (A. リュカ執筆部分) は、titularité に関する一連の記述の冒頭で、titularité を、titularité initiale と譲渡 (cession, その意味内容については後述) による titularité とに分類している。そして、集合著作物が titularité initiale であることに争いはないが(後述 2 (1))、一方で、集合著作物の titulaire は著作者ではないとする見方が優勢である(後述 II 2 (2))。従って、titularité initiale の訳は、レジュメにある「原始的著作者資格」よりは、「原始的権利者資格」のほうが適切であった。そこで、レジュメを報告当日のまま掲載する一方で、本稿では「原始的権利者資格」に訳語を統一してある。
- 3) そのうちの 1 つ、Le Parisien 紙経営陣と SNJ (全国ジャーナリスト労働組合) など複数労組の代表が結んだ協定の 5 項は、期間を 2 年と定める。http://www.snj.fr/droits_auteur/accord_parisien.htm
- 4) 前掲注 1 論文 298~299 頁。
- 5) 前掲注 1 論文 302~303 頁。SNJ などの労働組合は、2003 年 11 月の「職務著作に関する集会」で、法改正が実現するのではないかという危機感を表明している。法改正はなされないと

決まったわけではない。<http://www.creationsalariee.org/nov2003/declaration.html>

- 6) 前掲注1論文304頁。
- 7) Cass. Crim., 16 juill. 1853, S. 53, 1, 563. ここには、すでに *œuvre collective* という文言がみられる。
- 8) Lucas, A. et H.-J. Lucas, *Traité de la propriété littéraire et artistique 2^e éd.*, Litec, 2001, p. 183. (A. リュカ執筆部分)
- 9) 前掲注1論文286～287頁。
- 10) L. 112-3条1項後段によれば、「素材の選択または配列により知的創作を構成するもの」が著作物として保護される。
- 11) 拙稿「フランスにおける集合著作物制度」著作権研究22号(1996年)49頁。
- 12) Desbois, H., *Le droit d'auteur en France, 3e éd.*, Dalloz, 1978, n° 171.
- 13) 前掲注1論文287頁。
- 14) Cass. 1^{er} civ., 20 févr. 2000, *Comm. com. électr.* avr. 2000, n° 42, 1^e et 2^e décisions, note Caron. レジュメには第1判決の最重要の一節を直訳した。ただし、訳出部分の前に「知的所有権法典L. 113-5条に照らし、」との一節がある。レジュメでは書き忘れているのでここに訂正する。
- 15) Gaudrat, Ph., *Les démêles intemporels d'un couple à succès: le créateur et l'investisseur*, *RIDA* oct. 2001, pp. 171 et s.
- 16) 前掲注1論文286頁注14) 参照。
- 17) 著作権研究23号(1997年)68頁。
- 18) Cass. 1^{er} civ., 8 déc. 1993, *Image Image*, *RIDA* juill. 1994, p. 303. 事案は前掲注1論文293頁注49) がやや詳しい。
- 19) 事案および出典は同注50) を参照。
- 20) 3判決とは、(1) 最判平成13.2.13判時1740号78頁(ときめきメモリアル)、(2) 東京地判平成13.12.3最高裁サイト(速読本舗II)、(3) 東京地判平成14.8.30判時1808号111頁(DEAD OR ALIVE 2)。(1)と(3)はビデオゲーム改変ツールの販売をめぐる事例であり、(2)は凝制自白の事例である。なお、この調査は、科学研究費補助金(若手研究B、課題番号14720026)の2002～2003年度分により、北海道大学大学院生であった佐藤豊氏の協力を得ておこなった。

※ 本稿は2004年5月5日(初校の日)現在の知見に基づいて手直しされており、学会報告当日に話したこととは異なる部分もある。ただし、レジュメは報告当日のものをそのまま掲載した。

集合著作物との対比

著作権法学会シンポジウム「職務著作」

2003. 12. 13 獨協大学 長塚 真琴

I. フランス著作権法の中の集合著作物

集合著作物は、titularité initiale（原始的著作
者資格）の問題の一環として論じられる

1. 創作者と創作への投資者（雇い主など）が対立し
た場合における創作者の優位

（ヨーロッパ的）創作者主義（L. 111-1 条 1 項）

明示の譲渡（L. 131-3 条 1 項）+ 比例報酬原則
（L. 131-4 条 1 項）

将来の著作物の総括譲渡無効（L. 131-1 条）

ある程度一括して従業員から明示の譲渡を
受けることはできるが、契約期間を定めなけ
ればならない（実務では 2 年程度）

黙示の譲渡の理論

1957 年法以前は支持されていた説。現在
もその旨の下級審判決が多くみられる。しか
し、L. 111-1 条 3 項を根拠に、破毀院は受け
入れず

（結論）相手がたとえ従業員であっても、その著作物
を利用するには、譲渡範囲を明確にした書面により個
別に許諾を得て、比例報酬を支払わなければなら
ないのが原則

ただし、以下の場合に注意

職務上制作されたソフトウェア（L. 113-9 条 1
項）

著作財産権の法定譲渡

公務員が公務上創作した著作物に関する判例法理

1972 年 11 月 21 日 コンセイユ・デタ見解
～著作物の創作が公役務の対象をなしている
場合、その著作物に関する作者の権利は原
始的に行政に帰属する

知的所有権法典* L. 111-1 条 1 項
「精神的著作物の作者は、その
著作物に関して、自己が創作した
という事実のみにより、排他的で
すべての者に対抗しうる無形の所
有権を享有する。」

* 1992 年の知的所有権法典の中
身は、1957 年 3 月 11 日法

L. 131-3 条 1 項 「財産的権利の
譲渡は、譲渡される各権利が譲渡
証書において明確な記載の対象と
なり、かつ、譲渡される権利の利
用の範囲が、その限界と目的、お
よび場所、ならびに期間に関して
定められるという条件に従う。」

L. 131-4 条 1 項* 「作者は、
その著作物に関する財産的権利の
譲渡の全部または一部を譲渡す
ることができる。その場合、著作物
の売却または利用から生ずる収益
に比例する報酬が、作者に支払
われなければならない。」

* 2 項・3 項に、計算不可能な場
合など、比例報酬を排除できる場
合の定めあり

L. 131-1 条 「将来の著作物の包
括的譲渡は無効である。」

L. 111-1 条 3 項 「精神の著作物

の著作者による請負契約又は労働契約の存在又は締結は、第1項によって認められる権利の享有になんら抵触しない。」

L. 113-9 条1項* 「反対の旨の規約の定めまたは約定がある場合を除き、1人または2人以上の従業員により、その職務の執行の結果またはその使用者の指示に従って創作されるソフトウェアおよびその設計資料に関する財産的権利は、使用者に帰属し、使用者のみがそれを行行使することができる。」
*3項は、この規定が公務員と国、公共団体、および行政的性格の公法人との関係にも適用されることを明示する

- 1 -

2. 集合著作物—その2つの顔

(1) 辞典・事典や新聞・雑誌などの典型的集合著作物 集合著作物の沿革

19世紀の辞典・事典の紛争。企業対企業の侵害事件。著作者人格権は問題とならず
1957年法による明文化 (L. 113-2 条3項, L. 113-5 条)

著作物全体については、自然人または法人である主導者 (promoteur) が原始的に (=譲渡によらず) 著作財産権を享有する

全体の著作者人格権も主導者にある。しかし、個々の寄与の著作者人格権は、それぞれの著作者に留保される

個々の著作者には、給与制の者もいれば稿料制の者もある。主導者との間に労働契約があるかどうかは問題にならない

1957年の立法者が想定していたのはアカデミー辞典や百科事典 (A. リュカ)

創作行為をしない者が著作者の権利を付与されることが、デボワにより anomalie (異

L. 113-2 条3項

「集合著作物とは、自然人又は法人の発意に基づいて創作される著作物であって、その指示及び名の下に出版され、発行され、及び公表され、かつ、その作成に参加する各著作者の個々の寄与が、実現される全体に対する別個の権利を各著作者に付与することができることなく、寄与の構想の目的である全体の中に融合しているものをいう。」

L. 113-5 条

「集合著作物は、反対の証拠がな

常)と位置付けられた
新聞・雑誌と集合著作物

日本と違って編集著作権が原始的に自然人に帰属するため、新聞・雑誌の各号に関する新聞社・雑誌社への権利集中も、集合著作物制度を通じてなされる

個々の寄与を集合著作物たる紙面・誌面に掲載して利用することは、給与や稿料の支払と引き替えに問題なくできる(定説)

典型的集合著作物をめぐる紛争

個々の寄与の著作者と主導者との対立が多い

主張～個々の寄与の二次利用に関する追加報酬の支払(L. 121-8条2項の適用範囲につき争いあり)、個々の寄与を集合著作物に収録する際の改変への異議申立など

(2) デザインと集合著作物

デザインの集合著作物をめぐる紛争

工業製品(家具・装身具・衣服・日用品など)のデザインをめぐる企業対企業の著作権侵害事件も、典型的集合著作物の紛争と同数ぐらいある

争点～原告企業は集合著作物の主導者か→
L. 113-2条3項の要件解釈

別個の権利要件＝個々の著作者の制作への関与のしかたが専ら論じられ、70年代より破毀院を二分

デボワ説～「別個の(distinct)」を「不分割の(indivis)」と読み替え、彼らの間にヨコの関係がなく(＝共同著作物ではなく)、全体の創作には誰も関与していないことを要求

広義説～寄与の混合＝別個の権利が付与できない

い限り、その著作物がその名の下に公表される自然人又は法人の所有とする。／この自然人又は法人は、著作者の権利を付与される。」

L. 121-8条2項「新聞又は定期編集物において記事や論説として発行されたいずれの著作物についても、著作者は、反対の定めがない限り、それらをいずれかの形式において複製させ、利用する権利を保持する。ただし、この複製又は利用が、その新聞又は定期編集物と競争する性質のものでないことを条件とする。」

- 2 -

1990年代より、判例はデボワ説に落ち着いている
近年の傾向～集合著作物外の権利帰属の推定

1990年代に生成した判例法理。著作物を平穩に「利用」している企業は、集合著作物

破毀院2000年2月22日第1判決
[装飾を施した壁灯]・同第2判決
[衣服]

の要件を満たさずに著作権者の資格を主張できる

条文上の根拠はいまだに流動的。L. 113-5 条を挙げ、単に集合著作物の举证責任を転換したととれるもの、L. 113-1 条によるととれるもの、特定の条文を挙げないものなどがある

事案は写真、衣服、盆、ユニットバスの部品、壁灯など

著作者人格権侵害が主張された紛争事例は皆無

小括、または集合著作物の現在

別個の権利要件の解釈がデボワ説で固まる一方、デザインをめぐる企業間の侵害事件は、集合著作物制度の外で解決

「1957 年法によって人格主義的 (personaliste) に再編される以前の著作権法の残滓。集合著作物の主導者の行為は創作ではなく、不正競争の法的規律が発達した現在では不要」(ゴドラ) ～ここまで言う説はさすがに少数だが、デボワを踏襲する学説は少ない

II. 著作権法 15 条と集合著作物

1. 15 条の立法過程における集合著作物の位置付け 日本独自の規定 (加戸)

著作権制度審議会第一小委員会報告 (1965. 5) における「団体著作」から答申説明書 (1966. 7) における「職務著作」へ

小委員会報告には集合著作物そっくりの文言がみられる

「著作者、または著作者らから権利主張がない場合、法人がその名の下に著作物を利用していれば、侵害に問われている第三者との関係では、この法人が、その著作物 (それが集合著作物かどうかを問わない) の、著作者に与えられる無形の所有権の権利者であることを推定される。」

L. 113-1 条 「著作者の資格は、反対の証拠がない限り、その名の下に著作物を公表する者に付与される。」

著作権制度審議会第一小委員会審議結果報告 (文部省, 1965. 5)

9 頁「たとえば政府で刊行する各種の白書のように法人等団体の発意に基づいて創作された著作物で、その指示とその著作名義の下に発行するものであり、かつ、その作成に参加する創作者の個々の寄与がその著作物の目的とする全体の中に、その実現される全体について各創作者に個別の権利を付与することができることなく融合しているものについては、それら個人の共同著作物とすることは創作の実体からして適当ではなく、その法人等団体に著作者たるの権利を付与するものとする立法例をも考慮し、著法人等団体に原始的に著作者の権利を付与する方途を講ずることが適当である。」

著作権制度審議会答申説明書 (文部省, 1966. 7)

17 頁「〔答申〕 雇用契約に基づき使用者の指揮と監督の下における

2. 要件・効果の比較

(1) 要件

職務上の要件

集合著作物にはない。集合著作物は職務上の創作を想定した規定ではない

発意の要件・公表の要件

集合著作物に由来すると考えられ、15条が職務著作の規定として位置付けられた後も、「適用範囲を限定するために」残された

しかし、集合著作物では、これらは適用範囲を限定するための要件として導入されたものではない（ゴドラ）。また、実際にもそのようには機能していない。争点は別個の権利要件に集中している。この要件が満たされているのに、発意の要件と公表の要件が欠如して集合著作物にならなかった例はない

(2) 効果

創作者以外の者による著作権人格権の行使

15条と類似。しかし、集合著作物の主導者は著作者ではなく、法定の要件を満たした場合に権利が帰属するにすぎない

公表されない集合著作物という議論は見かけない

主導者が原告となる著作権人格権侵害事件は稀
立法論への示唆：日本法において、法人への著作権人格権の帰属は本当に必要か？

職務遂行の過程において、使用者の業務の範囲に属する事項の用に供するため、使用者の発意に基づいて創作される著作物で、使用者の指示とその著作名義の下に公表されるものの著作者は、その使用者であるものとする。

なお、以上のほかは、職務著作について特段の規定を設けることはしないものとする。」

付記

1. 職務上の著作一般に関する法改正論議（1990年代終盤から）

集合著作物の廃止提案（ゴドラ）
→実現せず

期間の定めのない労働契約を結んだ従業員について L. 131-1 条の廃止提案→実現せず

2. 公務上創作された著作物に関する改正法案（2003年11月3日）

L. 111-1 条3項に「この法典に定める例外を留保して」の文言付加。
さらに、同項が公務員にもあてはまることを明示＝コンセイユ・デタ判例法理を否定、創作者主義を回復

著作者人格権（公表権、同一性保持権、修正・撤回権）の制限
公役務遂行のために厳密に限定された範囲で、著作財産権の法定譲渡
商業利用の場合、国に優先権（droit de preference）